

## 新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会教育施設等での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

### 「新しい生活様式」とは（実践例）

#### （1）一人ひとりの基本的感染対策

感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

人との距離は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

#### （2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒     咳エチケットの徹底     こまめに換気

身体的距離の確保     「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず  
自宅で療養

### 1 基本的な感染症対策を実施する

#### ○ 体調不良の方の活動自粛

- ・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控える。

#### ○ 感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。
- ・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。

#### ◎ 「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する

**密集しない**    多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

（対策例）

- ・人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。（できるだけ四方2mを空けることを目安に）なるべく、対面方式は避ける。
- ・利用人数は1000人又は、収容定員の50%のいずれか小さい方の人数とする。

**密接しない** 飛沫を発生させないように、工夫する。

(対策例)

- ・ 近距離での会話や発声の際はマスクを使用
- ・ 大声を出したり、歌を歌ったりする時は、十分人との間隔を確保し、一方向に向けて活動すること。(マイクを利用する時は、利用者毎に拭くなど感染予防に十分配慮する)
- ・ 息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ・ 飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話は控える。

**密閉しない** 換気を徹底する。

(対策例)

- ・ 可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
  - ・ それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。
- 
- ・ 活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じる。利用終了後、チェックリストや参加者名簿を記載し、記載したものは、各団体で保管する。
  - ・ 活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館する。

## 2 イベントの実施について(市主催のイベント等開催基準から抜粋)

【開催判断の目安】

- ・ 参加人数は1000人又は、収容定員の50%のいずれか小さい方
- ・ 密閉空間での大声の発声や歌唱、又は接近した距離での会話等は十分留意する。
- ・ 参加者が特定できる。

## 3 特に注意する活動

○ 集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとること。

- 大きな声を出すことや歌うこと  
(例)・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など
- 専ら運動することを目的とした活動  
(例)・踊り、ダンス、体操、運動 など
- 調理、会食を伴う活動
- 密接が避けられない活動  
(例)・囲碁、将棋、麻雀 など

#### 4 活動日の参加者を把握する

参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておいてください。(感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。利用団体が2週間保管する)

#### 5 利用を中止する部屋など

- ・換気ができない部屋の利用は当面の間中止

#### 6 本ガイドライン対象施設（教育委員会所管施設）

対象施設名	問い合わせ先
クロスパルにいがた	クロスパルにいがた（生涯学習センター） 025-224-2088
公民館（42館）	中央公民館 025-224-2088
ゆいぽーと （芸術創造村・国際青少年センター）	ゆいぽーと（芸術創造村・国際青少年センター） 025-201-7530
オール （若者支援センター）	オール（若者支援センター） 025-247-6781
白根学習館	白根地区公民館 025-372-5533
西川学習館	西川地区公民館 0256-88-2334
西川多目的ホール	西川図書館 0256-88-0001
入徳館野外研修場	巻地区公民館 0256-72-3329

#### 7 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月19日(金)から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。

# 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

【令和2年6月19日から適用】

団体名 \_\_\_\_\_

利用日 令和 年 月 日 ( 曜日)

利用時間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

部 屋 \_\_\_\_\_

## 【ご利用いただく前に】

活動を始める前に参加者全員でご確認ください。

万が一感染者が出た場合に、追跡を可能とするため、当日の参加者を裏面に記載してください。記載した名簿は、各団体で2週間保管してください。

	感 染 症 対 策	チェック欄
1	発熱等の風邪の症状がみられる参加者はいない。	
2	全員マスクを着用する。但し、熱中症などに十分気をつけること。	
3	活動開始前の手洗い、または手指の消毒を行う。	
4	1000人又は、収容定員の50%のいずれか小さい方の人数で利用する。	
5	近距離での会話は控え、参加者同士の距離をできるだけ2m程度（手の届く距離）空ける。	
6	大声での発声や歌を歌ったりする時は、十分人との距離を確保し、一方向に向いて活動する。	
7	息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。	
8	飲食を伴う活動の場合は、手洗いの徹底、対面での会食を避ける、会話を控える等の対応を行う。	
9	直接、手と手の接触など身体的接触のある活動は行わない。	
10	窓を開けて実施するか、定期的な換気を行う。可能であれば2方向の窓を同時に開け、50分活動したら休憩し、換気を10分行う。	
11	当日の参加者を裏面に記載し、感染者が出た場合には参加者に連絡できる体制をとる。（感染者が出た場合に追跡を可能とするため）	

万が一感染者が出た場合に、追跡を可能とするため、当日の参加者を下記に  
記載してください。記載した名簿は、各団体で2週間保管してください。

団体名

---

No	氏名	連絡先	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## ～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

# 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の方法をまとめました。

## 専門家検討会の見解（抄）

### クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

## 推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）**を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」は**リスク要因の一つに過ぎず**、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、**感染を確実に予防できる**ということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

### ① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）**が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、**一部屋あたりの在室人数を減らす**ことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

## ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

### ② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。  
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

## 換気に当たっての留意点

### ① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※<sup>1</sup>に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※<sup>2</sup>は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※<sup>1</sup> ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※<sup>2</sup> 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

### ② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

## 新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等の 施設管理ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と施設の開館の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、社会教育施設等の管理に係る基本的な考え方を示すものである。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行う。

### 1 基本的な感染症対策の実施

#### □感染予防、感染拡大を防ぐ

- ・手指の消毒液を設置する。  
(施設にあわせ、施設入り口あるいは受付窓口に設置する)
- ・施設の消毒を適宜行う。  
(1日1回を目途に、できるだけ土日も実施することが望ましいが、回数や範囲は各施設の日常清掃の範囲で)
- ・国等が示した感染予防ポスターを掲示スペースやトイレに貼る。
- ・各施設の実情に合わせて、利用者が活動を始める前に3つの密を防ぐ対策を講ずるよう周知する。  
(対策例)  
放送設備のある施設は各コマの開始時間にあわせて、対人距離を取ることや換気をすることを放送する。  
部屋の貸し出しの際にチラシで案内するなど、3つの密を防ぐことを案内する。
- ・施設職員は各自で検温するなど健康状態を確認し、体調不良の時は出勤しない。
- ・施設職員(受託業者も含む)のマスク着用と、こまめな手洗いを徹底する。  
なお、マスクは各自で用意する。
- ・受付時に、利用者の体調不良や感染症対策について確認する。  
原則、利用者があらかじめ自宅で検温してくることとし、施設管理者が利用者に個別に実施しない。
- ・必要に応じ、活動の様子を確認する。
- ・利用者には部屋の鍵、利用報告書ともにチェックリストを利用者に渡し、感染症対策チェックリストの記載を依頼する。
- ・チェックリストと参加者名簿は利用者が2週間保管する。(提出不要)



- 集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとるよう指示をする。
- ・大きな声を出すことや歌うこと（例）合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など  
マイクを利用する時は、利用者毎に拭くなど感染予防に十分配慮してもらう。
  - ・専ら運動することを目的とした活動
  - ・調理、会食を伴う活動
  - ・密接が避けられない活動 囲碁、将棋、麻雀 など

- 密集を回避する対策をとる
- ・申し込み受付時には利用者数と活動場所の内容を確認し、密集や密閉が起きない部屋を貸し出す。
  - ・フリースペース、学習室は対人距離を確保した椅子の配置とする。

- 密接を回避する対策をとる
- ・窓口にアクリル板やビニールカーテン等を設置する。
  - ・部屋の鍵や書類等を渡す時は、直接手が触れ合わないようトレイを使用するなどの配慮をする。

- 密閉を回避する対策をとる
- ・施設内の換気を徹底する。

## 2 一部貸室の利用の中止について

- 換気ができない部屋は貸し出さない。
- 注) ・外窓や排煙窓がある場合は換気ができるとして利用は可能
- ・常時運転の空調設備の場合は、各施設によって状況が異なるため、保健所に確認する。

## 3 本ガイドライン対象施設（教育委員会所管施設）

対象施設名	問い合わせ先
クロスパルにいがた	クロスパルにいがた（生涯学習センター） 025-224-2088
公民館（42館）	中央公民館 025-224-2088
ゆいぽーと （芸術創造村・国際青少年センター）	ゆいぽーと（芸術創造村・国際青少年センター） 025-201-7530
オール （若者支援センター）	オール（若者支援センター） 025-247-6781
白根学習館	白根地区公民館 025-372-5533
西川学習館	西川地区公民館 0256-88-2334

西川多目的ホール	西川図書館 0256-88-0001
入徳館野外研修場	巻地区公民館 0256-72-3329

#### 4 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月19日(金)から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直します。